

「二」(古代)・「三」(中世)・「四」(近世)・「五」(近・現代)のうち、自分の専攻する時代の問題を選んで解答せよ。但し、複数の時代を選ぶことはできない。

問「二」(古代) 次のA・B二問に答えよ。

A 次の史料を読んで以下の問いに答えよ。

天寶十二
載歲次癸巳十月十五日壬午日本國使
大使特遣藤原朝臣清河親實銀青
大膳大夫兼祿野大伴宿禰朝萬
使銀青大膳大夫兼祿野大伴宿禰朝
兼備備尉安倍朝臣朝衡來
近又寺白和上云云早知和上五
後海向日本國特教傳教今親奉願
色頂礼歡喜弟子先錄和上尊
并持律弟子五僧已奉同主上向日
奉傳戒主上奉令持道士者日本國王
先不崇道士法便奉留春枕原不
四人令住寺道士法高以和上名奉
退和上自作方便弟子不自有載
因信物船四船行李具足去又无難
和上作諾已竟時楊州道信留云和上
敬向日本國由是龍興寺防護甚固
元由

(1) 全文を読み下せ。

(2) 傍線 a にみえる人物のうち一名を選び、知るところを述べよ。

(3) 傍線 b を現代語に訳せ。

※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。
淡海三船「著」ほか『唐大和上東征伝』
古典保存会、昭和6、国立国会図書館デジタル「レクシオン」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1190773>

- B 次の史料を読んで問いに答えよ。
- (一) 常用漢字を用いて、全文を読み下せ。
- (二) 全文を現代語に訳せ。
- (三) 本史料に記されていることについて、知るところを述べよ。

太政官符

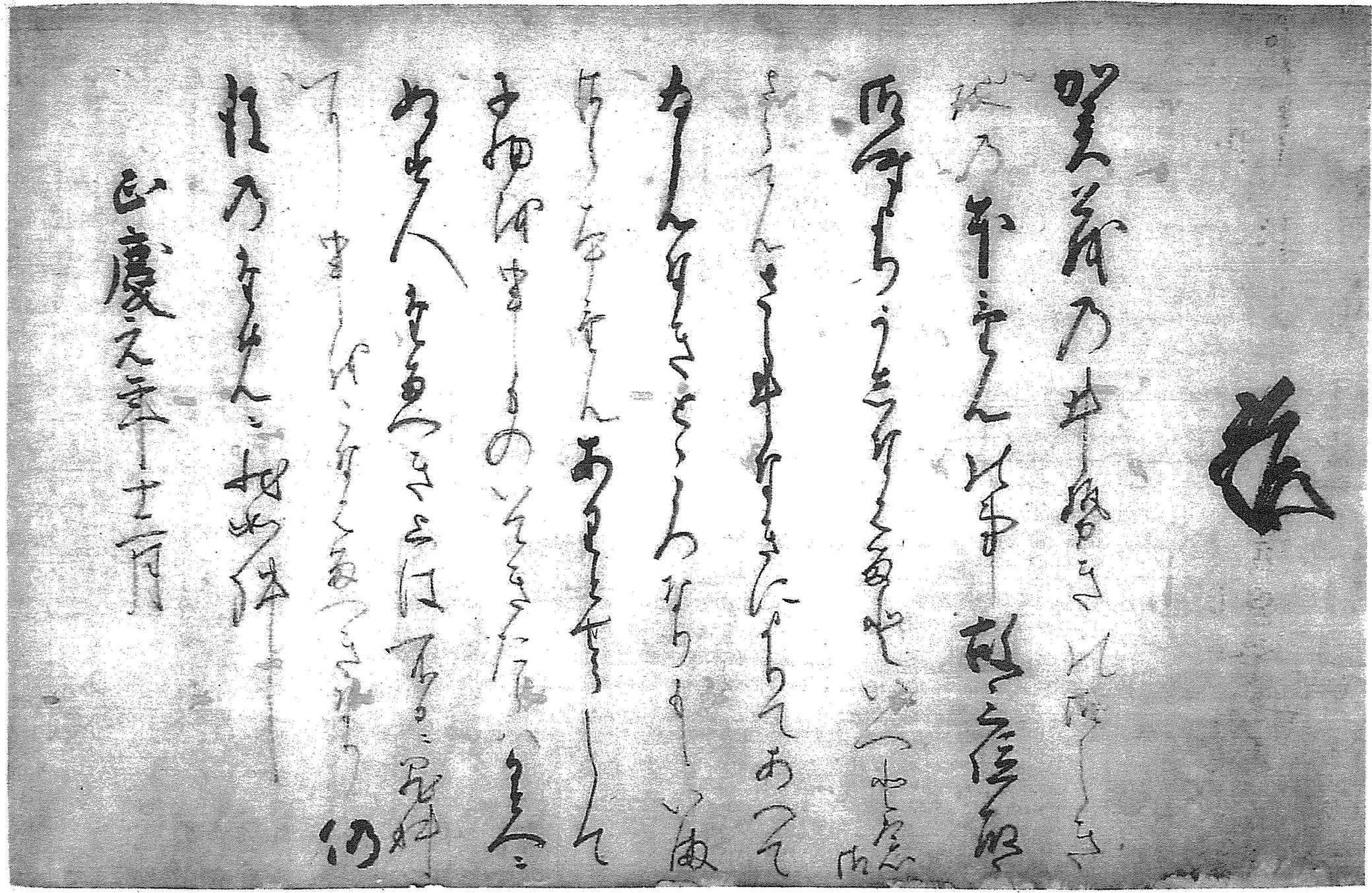
應准舊例令之戒事

右得延暦寺藤原良房於仁十四年三月廿七日格傳傳燈
 大律師仁取證表傳天台法苑云年分度者二人每
 年春三月光帝國忌日於此敬山令得度受戒使十二年
 不聽出山謹副列式上聞者右大臣宣奉勅宜依未表
 者今准格文年分得度受戒此衣例之事也亦嚴園信
 迴文大戒同戴列式立為恒例是以僧示沙鉢應受
 表狀申官即被裁下以令受戒而頃年寺家更申宣旨
 事既重疊物煩相奉望請自今以後准舊例令受
 戒但進解文三紙一紙留官一紙下寺以長例謹請
 一官裁者申納言宣旨進衛大將藤原出羽按察使藤原
 朝臣基經宣依請

貞觀十一年四月十六日

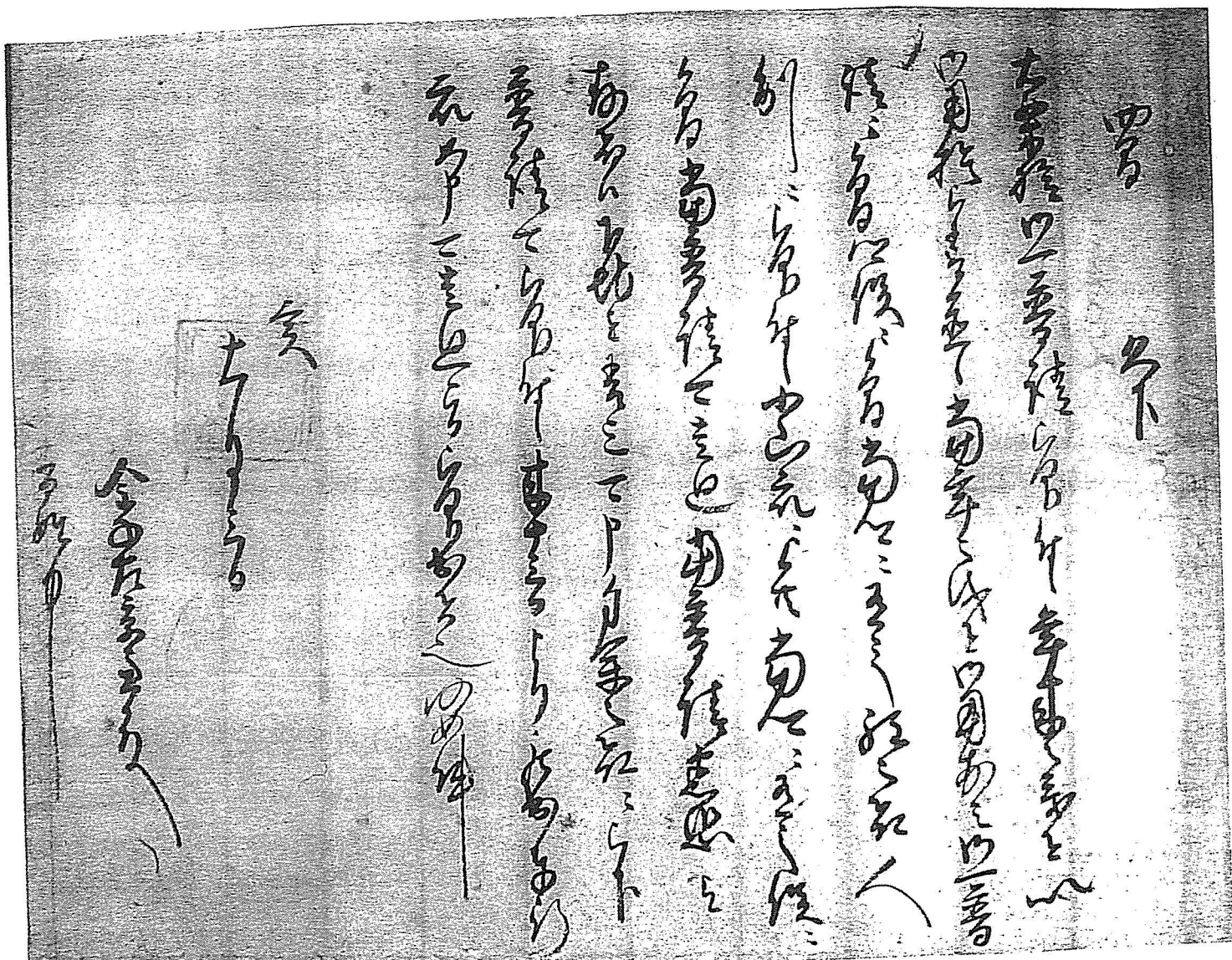
問「二」(中世) 次のA・B・C三問に答えよ。

- A (1) 左の史料の釈文を記せ。
(2) 左の史料の大意を記せ。



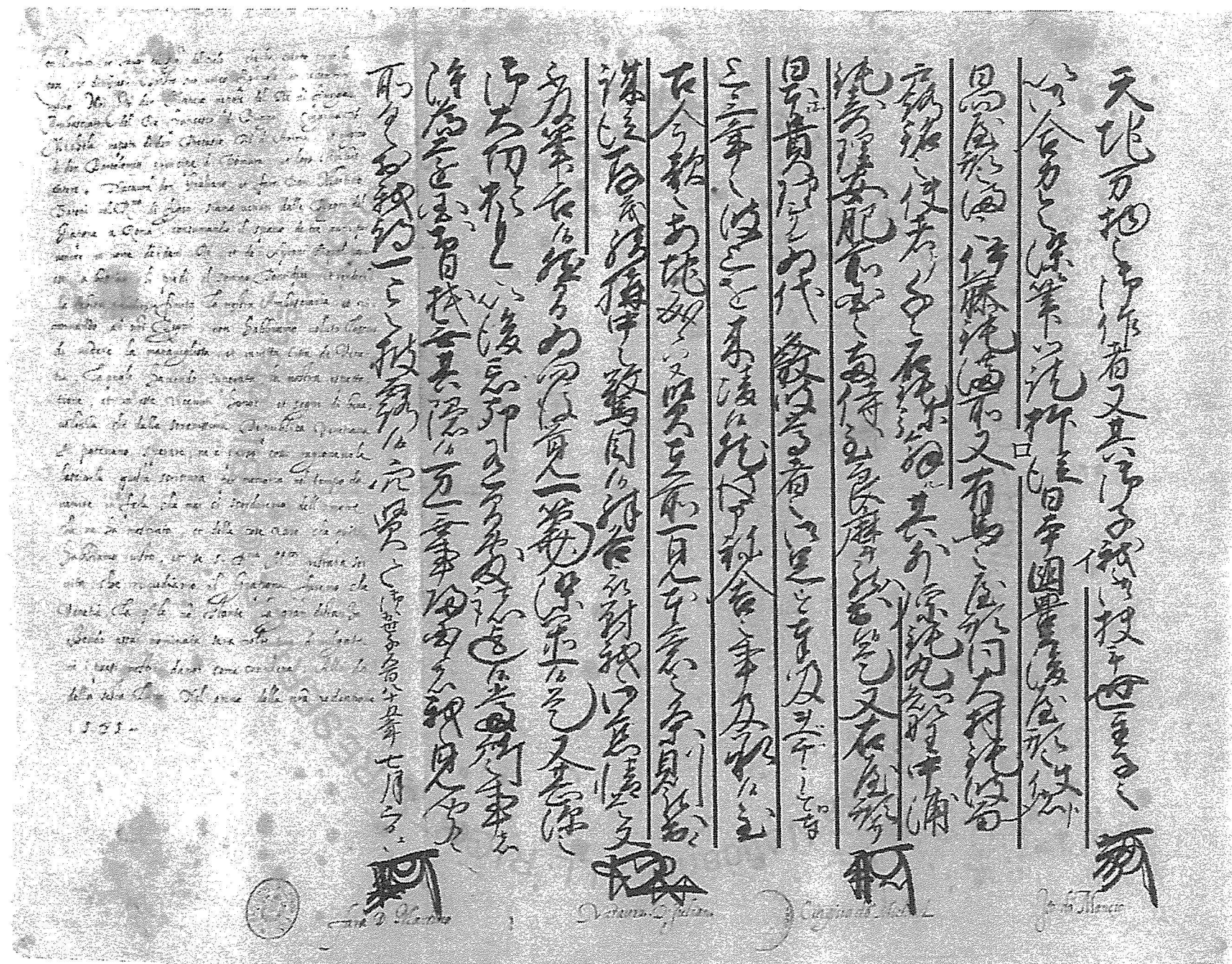
※Web掲載に際し、左のとおり出典を追記しております。
早稲田大学図書館所蔵

- C
- (1) 左の史料の釈文を別紙解答用紙に記せ。
 - (2) 左の史料の内容を述べよ（字数は任意）。



B 左の史料は、ヴァチカン教皇庁図書館 (Biblioteca Apostolica Vaticana) が所蔵する感謝状である。これを読んで設問に日本語で答えよ。

- (1) 傍線部イとロには、それぞれ三名の人名が記載されている。当該部から読みとれるそれぞれの関係について説明せよ。固有名詞については、史料記載の内容以上に補足する必要はない。補足してもよい。
- (2) 傍線部ハを現代日本語訳し、知るところを補足せよ。ただし、「発波尊者」「ヲベヂウ」「部祢舎」を訳出する必要はない。訳出してもよい。



問「四」（近・現代） 次のA・B二問に答えよ。

A 次の史料を読み、設問に答えよ。

謹啓 去年四月に於て、
中野の僕に於て、
貴方と、一糸早連
の、答と下り、
其に、
計画、
先、
其、
陽、
其、
其、
其、
其、

他、確る目的
すゝ切迫と場合
新法固く精々
り造す一押は
り、降交、其
全、自、り、
政具

三、四月廿七
大隈伯
尾崎、
大隈伯

- (1) 書簡全文を翻刻しなさい。
- (2) 差出人二名について、各人五〇字程度で知るところを述べなさい。
- (3) 書簡の内容について、当該期の差出人の所属政治党派の状況を踏まえて、一〇〇字程度で解説しなさい。
- (4) 書簡が作成された時期の政治情勢について、内閣と諸政党との関係を軸に、一〇〇字程度で述べなさい。

受験番号	
氏名	カナ
	漢字

この欄以外に受験番号、氏名を記入しないこと。

漢字氏名がない場合は、ひらがなで記入すること。

—ここから記入すること—

日本史学

※選択分野に○を記入すること。

- 古代
- 中世
- 近世
- 近現代

総 点

--

(裏へ続く)

—これより先の余白には絶対に記入しないこと—

(裏へ続く)

—ここから記入すること—

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——